

藤枝市社会福祉協議会「指定居宅介護支援」利用契約書

様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総則

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

ただし、契約期間満了の7日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（介護支援専門員）

- 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのケアマネジメント担当者として任命します。
- 事業者は、介護支援専門員に身分証を常に携行させ、利用者またはその家族から求められた時はこれを提示します。

第4条（介護支援専門員の交代等）

- 事業者は、必要に応じ、介護支援専門員を交代することができます。ただし、その場合には、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- 利用者は、事業者が任命した介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。

第5条（居宅サービス計画の決定）

- 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における

指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族等に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとします。

- 3 介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 4 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

第6条（居宅サービス計画作成後の便宜の供与）

事業者は、居宅サービス計画作成後においても、次の各号に定める居宅介護支援を提供するものとします。

- 1) 利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の意思を踏まえ、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等、必要な対応をします。

第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

第8条（介護保険施設等への紹介）

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設等に入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

第2章 サービスの利用料金の支払い

第9条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

- ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用者は重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業者に対し、いったん支払うものとします。
- 2 前項の他、利用者は、通常の事業実施地域以外の居宅への訪問を受けて居宅介護支援の提供を受ける場合には、重要事項説明書に定める交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。

第10条（利用料金の変更）

第9条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。尚、変更内容は文書を交付し説明を行います。

第3章 事業者の義務

第11条（事業者の記録作成・交付の義務）

- 1 事業者は、利用者又は家族に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完結の日から2年間保管します。利用者又は代理人はこれを閲覧、又はその複写物の交付を受けることができます。
- 2 事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第12条（守秘義務等）

事業者、介護支援専門員又は従業者は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

第13条（業務継続計画の策定等）

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の継続的な提供を実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定するとともに、研修及び訓練を定期的に実施する等必要な措置を講じるものとする。

第4章 損害賠償

第14条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づく居宅介護支援の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況

を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。
- 3 家屋の内外を問わず、利用者及びその家族等が飼われている犬・猫などのペットが、介護支援専門員に危害を及ぼした場合又は負傷等をさせた場合、利用者及びその家族は本件に関する治療費を含む損害賠償の責を負うものとします。

第15条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 3) 利用者が、事業者及び介護支援専門員の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第5章 契約の終了

第16条（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 1) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 2) 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 3) 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 4) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- 5) 利用者が長期入所（介護保険施設等）、長期入院（療養型病院等）又は死亡した場合
自動終了となります。

第17条（利用者からの中途解約）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の1ヶ月前までに文書により事業者に通知するものとします。
- 2 利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合は、本契約を即時に解約することができます。

第18条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくは介護支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合は、本契約を解除することができます。

- 1) 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- 2) 事業者もしくは介護支援専門員が第12条に定める守秘義務に違反した場合
- 3) 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第19条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 1) 居宅介護支援の実施に際し、利用者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第6章 その他

第20条（苦情解決）

- 1 事業者は、その提供した居宅介護支援に関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。
- 2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口、第三者委員及び市や県の窓口に苦情を申し立てることができます。

第21条（善管注意義務）

事業者は、利用者から委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその業務を遂行します。

第22条（公正中立義務）

事業者は、利用者に提供される居宅サービスが特定の種類や事業者に偏ることのないよう、又、特定の居宅サービス事業者を利用するよう利用者を誘導する等、不利益に扱うことのないよう公正中立に居宅介護支援を提供します。

第23条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

第24条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____

(印)

代 理 人 (利用者との続柄)

住 所 _____

氏 名 _____

(印)

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わってその署名を代筆しました。

代 筆 者 (利用者との続柄)

住 所 _____

氏 名 _____

事 業 者

所 在 地 静岡県藤枝市岡部町内谷1400-1

事 業 者 名 社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会

代表者氏名 会長 水野 明 (印)

事業所所在地 静岡県藤枝市瀬戸新屋83番地の6

事業所の名称 社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所
(静岡県 第2275300016号)

個人情報使用の同意書

〈利用者及びその家族の同意〉

- 1 事業者、介護支援専門員及び従業者は、利用者に医療上、緊急の必要がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供することがあります。
- 2 前項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者又はその家族等の個人情報を用いることがあります。
- 3 事業者、介護支援専門員及び従業者は、個人情報の使用の際に関係者以外には、決して漏れることのないよう細心の注意を払います。
- 4 事業者、介護支援専門員及び従業者が使用する個人情報は次のとおりです。
 - 1) 氏名、住所、介護保険被保険者証、健康診断書、病歴、家庭状況、その他利用者個人及び家族に関する情報
 - 2) その他関係する情報
- 5 事業者、介護支援専門員及び従業者の個人情報の使用は、居宅支援契約開始から終了までの間といたします。

上記事項に同意します。

令和 年 月 日

(利用者) 住所

氏名 印

(ご家族) (利用者との続柄))

住所

氏名 印

(代理人) (続柄 :)

住所

氏名 印

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の
意思を確認のうえ、私が利用者に代わってその署名を代筆しました。

(代筆者) (続柄 :)

住所

氏名